

学生証の更新について 【法科大学院】

4月以降在籍し、休学等により2023年3月31日が有効期限である学生証を所持している者は、4月3日（月）以降に新学生証と交換するので大学院チーム窓口へ来ること。窓口業務休止時間に注意すること。

（※2023年3月31日まで有効の学生証を持参すること）

なお、郵送対応は基本的に行っていないが、事情がある者は、大学院チーム宛メールで連絡すること。

3年次生で、在学期間を延長しようとする者は、3月7日（火）までに在学期間延長届を大学院チームに提出すること。

2023年1月24日
大学院チーム